

答申第 347～第 352 号

平成 20 年 6 月 5 日

神奈川県教育委員会

委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会

会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 19 年 11 月 13 日付けで諮問された特定の県立高校に係る文書一部非公開の件（その 1）（諮問第 3 9 7 号）及び特定の県立高校に係る文書不存在の件（その 1 及びその 2）（諮問第 3 9 8 号及び第 3 9 9 号）、平成 19 年 11 月 19 日付けで諮問された特定の県立高校に係る文書不存在の件（その 1 4）（諮問第 4 1 1 号）並びに平成 19 年 11 月 22 日付けで諮問された特定の県立高校に係る文書不存在の件（その 1 5 及びその 1 6）（諮問第 4 1 2 号及び第 4 1 3 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 特定の出張に係る旅費請求書のうち、利用駅は、公開すべきである。
- (2) 実施機関が、別表2の対象文書欄に記載の行政文書は作成していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、平成19年10月10日付けで、特定の出張に係る旅費請求書（以下「本件非公開文書」という。）を一部非公開とした処分（以下「本件非公開処分」という。）及び別表2の決定年月日欄に記載の各日付けで、同表の対象文書欄に記載の各行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）は存在しないとして、公開を拒んだ処分（以下「本件不存在処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件非公開処分について

旅費も税金であり、公務員の出張は公務である以上、すべて公開されるべきものである。

イ 本件不存在処分について

(ア) 各諮問案件に係る特定の状況（以下「本件状況」という。）は、職員の懲戒又は分限に係る重要な事故であり、明文化された行政文書が当然作成されなければならないものである。作成されていないならば、すべて隠ぺい行為である。県民に対しても事情を説明すべき事案である。

(イ) 諮問第411号については、施設利用申請を教育委員会教育局総務課が行っているため存在しないと実施機関は説明するが、施設利用申請書等は存在しない旨の決定を教育委員会が既に行っていることと整合性がない。

(ウ) 諮問第412号に係る文書は、告発がなされている件についても

のであり、当然調査が実施されているはずである。

(エ) 本件非公開処分及び本件不存在処分（以下「本件処分」と総称する。）後に作成したものでもよいので、公開を求める。

3 実施機関（教育局企画調整課及び行政課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号該当性について

本件非公開文書について、公務員の職務に関わる情報ではあるが、当該公務員個人の私的な情報というべきであり、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報でない部分を非公開とした。

(2) 本件請求対象文書の存否について

本件請求対象文書について、別表2の非公開理由欄に記載の理由により、文書不存在による公開拒否決定を行った。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、別表1及び2に記載の6件の諮問案件（以下「本諮問案件」という。）を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

なお、本件非公開文書及び本件請求対象文書の内容、本件処分内容及び不服申立ての理由等の類似性を踏まえ、併合して調査審議した。

(2) 本件非公開文書について

ア 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

(ア) 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 実施機関は、本件非公開文書のうち、職員番号、職員の自宅住所、利用駅、交通費及び旅費計（以下「本件非公開情報」という。）を非公開としたことが認められる。

本件非公開情報は、本件非公開文書に記載された職員の氏名が公開されていることからすると、特定の個人が識別される情報であると認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 本件非公開情報のうち、利用駅は職員の自宅からの最寄駅であるが、自宅住所が推測されるとは認められない。また、公務である出張の最終用務地の利用駅として記載されたものであることから、公務員の職務の遂行に関して記載されたものであると認められる。したがって、利用駅は、条例第5条第1号ただし書ウに該当すると判断するので公開すべきである。

(ウ) 本件非公開情報のうち、その余の情報は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、条例第5条第1号ただし書アか

らエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 本件請求対象文書は多岐にわたるが、いずれも教育委員会が本件状況を認めている理由や本件状況に対して同委員会が行った処分等が分かる文書であるという点で共通している。

イ 不服申立人は、本件状況は職員の懲戒又は分限に係る重要な事故であり、明文化された行政文書が当然作成されなければならないものであると主張している。また、諮問第411号については、他の情報公開請求に対する決定内容と不整合である旨を、さらに諮問第412号については、調査がなされているはずである旨を特に主張している。

ウ 実施機関は、不服申立人が主張する本件状況について、事実確認等の調査を実施しているが、処分及び指導等の決定に至っていないため、それらに係る書面等も作成されておらず、本件請求対象文書は存在しないと説明している。

エ 何らかの特定の状況について調査等をした場合、その結果に基づいて処分等を行うか否かは、任命権者又は服務監督権者として教育委員会が判断するものであると考える。不服申立人は、本件状況に対する処分等が分かる文書を求めているものであり、実施機関がいまだ処分等を行うか否かの決定に至っていないと説明していることからすると、本件請求対象文書は存在しないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

オ 不服申立人は諮問第411号について、実施機関の説明は他の情報公開請求に対する決定内容と整合性がない旨主張しているが、不服申立人からは不服申立書の記載以外に具体的な主張がなされなかった。

当審査会において、実施機関に諮問第411号に係る決定理由を確認したところ、特定施設の利用申請は教育局総務課で行っているため、特定高校の校長が利用申請をしていなくとも何ら問題がなく、そのことに対して、教育委員会として指導等を行う必要がないため、本件請求対象文書が存在しないということであり、実施機関の説明に不合理な点は認められない。

カ 諮問第412号に係る本件状況について、実施機関が調査を行っているはずであると不服申立人は主張しているが、実施機関は調査しているが、いまだ処分等を行うか否かの決定に至っていないので、本件請求対象文書が存在しないと説明しており、不服申立人の主張と実施機関の説明は、矛盾するものではない。

キ 以上のことから、本件請求対象文書を作成していないとする実施機関の説明は、納得できる。

(4) その他

不服申立人は、本件処分後に作成したものでもよいので公開を求める旨主張している。しかし、情報公開制度の趣旨にかんがみると、行政文書が存在するか否かは公開請求された時点で判断すべきであり、また、本諮問案件については、請求時点で対象文書が存在しなかったことに関する実施機関の説明は納得できることから、前記2(2)イ(エ)の不服申立人の主張は採ることができない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表1

諮問番号	件名	請求年月日	対象文書（概要）	決定年月日	非公開理由	不服申立て年月日 (異議申立書記載年月日)
397	特定の県立高校に係る文書一部非公開の件（その1）	平成19年9月26日	特定高校主催の吹奏学部記念演奏会に出張した職員の旅費請求書	平成19年10月10日	公務員の職務に関わる情報ではあるが、当該公務員個人の私的な情報というべきであり、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報でないことから非公開とした。	平成19年10月29日

別表2

諮問番号	件名	請求年月日	対象文書（概要）	決定年月日	非公開理由	不服申立て年月日 (異議申立書記載年月日)
398	特定の県立高校に係る文書不存在の件（その1）	平成19年10月17日	特定高校において職員が電気を私的に使用してきた理由が分かる文書若しくは使用を停止させたことが分かる文書並びに処分を明確にした文書及びテープ等	平成19年10月24日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関連について事実確認等調査をしているが、情報公開請求收受時点において処分等の決定には至っていない。 したがって、本件に係る書面等も作成されておらず、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年10月27日
399	特定の県立高校に係る文書不存在の件（その2）	平成19年10月17日	特定高校の学校長が電化製品等を不正に運用していることについて、不正使用の停止を命じない理由が分かる文書及びテープ等	平成19年10月24日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関連について事実確認等調査をしているが、情報公開請求收受時点において、運用停止等の決定には至っていない。 したがって、本件に係る書面等も作成されておらず、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年10月27日
411	特定の県立高校に係る文書不存在の件（その14）	平成19年10月17日	特定高校の学校長が県民施設を用いて行った演奏会における施設利用に際して、利用申請及び減免申請をさせずに使用を求めた県条例違反について、教育委員会が指導等を行った書面	平成19年10月31日	施設利用申請は教育局総務課が行っていることから、請求のあった行政文書は存在しないため 教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件について事実確認等調査をしているが、情報公開請求收受時点において指導や指示の決定には至っていない。 したがって、本件に係る書面等も作成されておらず、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月2日
412	特定の県立高校に係る文書不存在の件（その15）	平成19年9月26日 同10月2日	次の5案件に対して教育委員会が行った指導の内容等に係る文書 ・現業・事務職員をはじめとする複数の職員に対して、異議申立てが困難な時期において、人事評価に係る開示行為を行ったこと ・ISO14001に関する教育委員会への提出文書について、重大な偽造が行われたこと ・不当に時間外勤務手当を支給しなかった労働基準法違反 ・エアコン等を財産管理上の手続きを行わず、不当な方法により取得し、またその運用をしたこと ・勤務時間中に職員に出席を命じて、お誕生会を行ったこと	平成19年10月10日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関連について事実確認等調査をしているが、情報公開請求收受時点において指導等には至っていない。 したがって、本件に係る書面等も作成されておらず、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月6日
413	特定の県立高校に係る文書不存在の件（その16）	平成19年10月23日	陶芸窯及びエアコンの使用に係る県費を流用し、あるいは、流用を黙認した件について、不正使用の光熱費を返還させたこと、あるいは、今後させようとする教育委員会としての意思が明確になった書面	平成19年10月30日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関連について事実確認等調査をしているが、情報公開請求收受時点において、流用の事実確認等には至っていない。 したがって、本件に係る書面等も作成されておらず、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月1日

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年11月13日	○ 諮問（諮問第397号）
11月14日	○ 諮問受理（諮問第398号及び399号）
11月21日	○ 諮問受理（諮問第411号）
11月26日	○ 諮問受理（諮問第412号及び413号）
12月12日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
平成20年1月15日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
同日 (第71回部会)	○ 審議
1月22日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
2月5日 (第72回部会)	○ 審議
3月21日 (第73回部会)	○ 審議
4月15日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
4月22日 (第74回部会)	○ 審議
5月20日 (第75回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部会員
玉巻 弘光	東海大学教授	部会員
辻山 栄子	早稲田大学教授	
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	部会員
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会長 (部会長を兼ねる)

(平成20年6月5日現在) (五十音順)